二　閲覧ファイル（包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の利用者又は購入者等の閲覧に供するための提供事項を記録させるファイルをいう。以下次項、第五十条、第五十五条の四及び第六十八条の七において同じ。）に記録された提供事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに提供事項を記録したものを交付する方法

3　前項に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　利用者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二　前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、カード等に係る取引が結了する日までの間、次に掲げる事項（利用者に適用される包括信用購入あつせんの取引条件に係るものに限る。）を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している提供事項を書面により交付する場合、同号イ若しくはロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は利用者による当該提供事項に係る消去の指図がある場合は、当該提供事項を消去することができる。

イ　前項第一号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記録された提供事項

ロ　前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された提供事項

三　前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ　利用者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録すること。

ロ　前号に規定する期間において、イの規定により利用者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた利用者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

4　この条から第三十七条の二まで、第五十条、第五十二条から第五十三条の二まで、第五十五条の二から第五十五条の四まで、第六十八条の六及び第六十八条の七の「電子情報処理組織」とは、包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機と、利用者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5・6　［略］

第三十七条　法第三十条第二項の規定により同項各号に掲げる事項に係る情報を提供するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　利用者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に表示すること。

二　書面の交付又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供すること。

三　［略］

四　法第三十条第二項第二号の事項は、第四項に規定する方法により算定した包括信用購入あつせんの手数料の料率を年利建てで少なくとも〇・一パーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないこと。

2　前項第二号の情報通信の技術を利用する方法は、前条第二項に掲げる方法とする。

3　前項の方法は、前条第三項に掲げる基準に適合するものでなければならない。

4・5　［略］

［新設］

2・3　［略］

［新設］

第三十七条　法第三十条第二項各号の事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　利用者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。

［新設］

二　［略］

三　法第三十条第二項第二号の事項は、次項に規定する方法により算定した包括信用購入あつせんの手数料の料率を年利建てで少なくとも〇・一パーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないこと。

［新設］

2・3　［略］